

個人情報ファイル簿
(表)

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	愛知県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課、千種警察署、東警察署、北警察署、西警察署、中村警察署、中警察署、昭和警察署、瑞穂警察署、熱田警察署、中川警察署、南警察署、港警察署、緑警察署、名東警察署、天白警察署、守山警察署、愛知警察署、瀬戸警察署、春日井警察署、小牧警察署、西枇杷島警察署、江南警察署、犬山警察署、一宮警察署、稲沢警察署、津島警察署、蟹江警察署、半田警察署、東海警察署、知多警察署、常滑警察署、中部空港警察署、刈谷警察署、碧南警察署、安城警察署、西尾警察署、岡崎警察署、豊田警察署、足助警察署、設楽警察署、新城警察署、豊川警察署、蒲郡警察署、豊橋警察署、田原警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・連絡先、8 遺失日時、9 遺失場所、10 物件（現金・物品）、11 処理結果（発見解除）
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 愛知県警察本部情報公開センター
	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

(裏)

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	愛知県警察本部情報公開センター
	(所在地)	〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	—
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。